

<原著>

こどもの開き戸型ドアでの事故についての判例研究

倉橋 弘

Case Study of an Accident Involving a Child Using a Hinged Door

Hiromu KURAHASHI

When people are involved in accidents while using products or equipment, compensation for injury or other loss incurred through such accidents is provided in various ways. In some cases, compensation is paid under the Product Liability Act, the purpose of which is to protect accident victims. Some consumers do not know what to do after being involved in an accident. Naturally, products and equipment are also used by such consumers. Welfare specialists offer advice and support to those who need social welfare services. I searched law reports covering cases of facility- and equipment-related accidents for any precedents concerning both the Product Liability Act and involvement of a social welfare specialist, and found the following precedent: A child of second grade age, participating in an after-school care program caught his finger in the gap of a hinged door when using a toilet booth installed at the program venue; however, the manufacturer of the door could not be held liable for damage arising from the accident because the toilet booth had no defect that could be defined as a lack of the degree of safety that the equipment should ordinarily provide. In this paper, I examine that precedent from social welfare and legal perspectives.

Key words : Social Welfare Act, Product Liability Act, child, facility, accident
社会福祉法、製造物責任法、こども、施設、事故

はじめに

人が製品や設備を使用して事故にまきこまれたとき、事故による怪我等の補償は、様々な形でされるが、製造物責任法によって補償されることもある。この製造物責任法の目的は、被害者の保護を図ることである。一般に製造物の欠陥により起因する事故の被害者は、製造業者等と比較すると技術的にも資金的にも非常に弱い立場に置かれているといえる。そこで製造物責任法の目的は、このよう

な人の立証上の不利益を救済し、立場の強い製造業者等の側に有利に傾きがちなバランスを被害者の側に引き戻すことにより、両者の関係を公平なものとして被害者の保護を図ることとされている。さらに製造物責任を規定して被害者保護を図ることは、直接的にはその被害者（消費者）を救済することによって、国民の消費生活の安定に資することになる。

消費者には、高齢者、子ども、障害者など、事故にあったとしてもどうしたらよいか分からない人もいる。製品や設備は、当然このよ

うな人たちも利用する¹⁾。このような社会福祉の対象者が事故等に巻き込まれた場合、支援・援助する職種に社会福祉士・介護福祉士・保育士など社会福祉専門職がある。この視点から施設・設備と事故について判例集から製造物責任²⁾と社会福祉の専門職に関わる判例を検索すると1例（トイレブースに製造物責任法上の欠陥がないとされた事例）がある。そこで本稿ではこの判例を考察する。

I トイレブースに製造物責任法上の欠陥がないとされた判例

学童保育クラブに設置されていたトイレブースの開き戸型ドアの隙間に小学校2年生が指を挟まれた事故について、トイレブースに通常有すべき安全性に欠ける欠陥はないなどとしてドア製造業者の責任が否定された判例（神戸地裁平成23年2月9日判例タイムズ1360号240頁 棄却・控訴）。

東京都A区は、区立小学校の敷地内に学童保育用の建物（本件施設）を所有し、B会社にトイレブースを発注し、Y株式会社はB等から受注して自己の製造にかかるトイレブースを設置したが、トイレブースにはうち開きの開き戸型ドアが付いていた。本件トイレブースの取扱説明書には、ドアのエッジ部分にふれることを禁止するなどの記載があった。Yは、指づめ事故防止金具を開発し、トイレブースのオプション品としていた。C社会福祉法人は、A区から使用許可を受け、本件施設で学童保育クラブを運営していた。平成17年10月、本件クラブに所属していたD（小学校2年生）が、本件トイレブースの外側から、本件ドアを開けた際にできる吊り元側のドアとドアの外枠との隙間に右手親指を差し入れたところ、本件トイレブース内にいた他の児童が本件ドアを閉めたため、右手親指が

挟まれ、一部切断する傷害を負った。

損害保険業を営むX株式会社は、Cを被保険者とする施設賠償責任保険契約を締結していた。Cは、本件施設の占有者として土地工作物責任を負うとの前提で、Dと治療費、入院雑費、傷害慰謝料、逸失利益等の損害金として保険会社を通じて28,52万5,306円の保険金を支払った。XはYに対し、Yが製造物責任法3条又は不法行為に基づく損害賠償責任を負うと主張し、求償金の支払を請求した。本件は、主として本件トイレブースの欠陥の有無、指詰め事故発生の危険等に関する情報提供義務違反の有無が争点になった。

本件トイレブースは、本件トイレ内に設置されている2つの便器を区画するための設備であり、その出入口に本件ドアがつけられている。本件ドアは、本件トイレブースの内外を遮断するとともに、本件ドアの開閉により出入りするための設備であり、専ら取っ手のある方から出入りすることを想定している。本件ドアは開き戸で、開けたときに吊り元側に2センチの隙間が生じ、閉じたときにその隙間が閉じる構造であり、ドアを開けたときに生ずる吊り元側の隙間に手指を入れると、ドアを閉じたときにその隙間がなくなり手指を挟みけがをする事故（指づめ事故）が発生する危険があるけれども、これはドアを開けたときに生ずる吊り元側の隙間に手指を入れる場合に限られる。このような用法は本来の用法でないのはもとより、通常予見される使用形態ともいえない。そうすると本件と入れブースの通常有すべき安全性の有無は、本来の用法に従った使用を前提とした上で、危険発生の可能性があるか否かによって判断するのが相当である。したがって本件トイレブースは本来の用法にしたがって使用する限り、指詰め事故発生の危険性はないから、通常有すべき安全性に欠けるとはいえず、製造物責

任法の欠陥に該当しない。

本件開き戸は、乳幼児等の指詰め事故発生のおそれがあることや指詰め事故を防止するために開き戸における指詰め事故防止器具が市販されている旨の情報は、遅くとも平成8年以降一般にも相当程度普及していたことがうかがえる。このような事実関係の下では被告は、本件トイレブースの販売先や利用者等に対して、指詰め事故発生の危険性を告知すべき義務を負うとはいえない。被告は、本件トイレブースの製造・販売後指詰め事故防止用具を開発しても、特段の事情のない限り、販売先や利用者等に対して当該情報を提供する義務を負わないというべきである。本件において特段の事情を基礎づける具体的な事実の主張や立証はない。このような事実関係のもとでは被告は販売先や利用者などに対してそのような情報を提供すべき義務を負うとはいえないとしてXの請求を棄却した。

II 社会福祉（社会福祉法）からの分析

本判例は、一般に保育事故など事例研究で扱われることが多い。保育施設などの事故に関する先行判例研究としては、「園児の火傷事故について、担任教諭に重大な過失を認めた事例（東京地裁昭和45年5月7日判時612号66頁）、幼児が冷蔵庫上においていたポットにふれたため、ポットもろとも床に倒れ、熱湯を浴びて大やけどをした事故について、保母の過失を認め、託児所に使用者責任を認めた事例（札幌地裁昭和53年8月31日判例929号104頁）」³⁾ などがある。

本判例は学童保育クラブで起きた事故である。子どもは大人が思いつかないようなもので遊んだりすることがある。成長段階である子どもは危険を察知したり回避したりすることがまだ難しいこともある。また保護者や管

理者が子どもに対して事故になるので注意をしたとしても、その効果は極めて低い場合も予想される。子どもによって誤った使用がされて事故が発生することは今後想定しておくべきであろう。

本判例は次のような基準を示している。まず事故防止のためには、1次的には、これを利用する児童側で本来の用法以外の危険な方法で使用しないという注意義務を負い、2次的には、子どもが危険な行動に出ることがないようにさせる注意義務は保護者が負うのであり、3次的には、当該施設管理者が利用する児童の特性をふまえ必要に応じて事故防止を講ずるべきである。製造・販売業者が本来の用法以外の用法で使用しても事故が発生しないような安全策を講ずるべき必要はない。このレベルの安全策を講じなければならないとすると、必要としない他の多数の購入者に対してまで不要の構造や材質の製品を提供しなければならなくなりコストが高くなるなどの問題も生ずるのであって妥当でない。判例は企業寄りに立った判断をしているようである。

放課後児童健全育成事業(学童保育クラブ)は、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校等に通う子どもたちに、遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業であり、女性の就労の増加や少子化が進行する中、仕事と子育ての両立の支援、児童の健全育成対策として重要な役割を担っている。2015年から開始された放課後児童健全育成事業の基準は、定員が40名で職員2人のうち1名に資格取得を求めている。資格は、都道府県の研修を受けた者である。この基準で一人の職員が多くの子どもの見守りを果たしてできるのだろうか。

Ⅲ 法学（製造物責任法）からの分析

本件判例は、トイレブースは、本来の用法に従った使用する限り、指詰め事故の危険性はないから、通常有すべき安全性に欠けるとはいえないとして、製造物責任法の欠陥にあたらなかった。

製造物責任法（平成六年七月一日法律第八十五号）の通常有すべき安全性とは、当該製造物が諸事情を総合的に考慮したうえで、一般の社会通念に照らしてその性能や設備などの面で当然備えられているべき安全性のことである。欠陥とは、安全性に着目する概念である。安全性に無関係な品質や性能の瑕疵などは製造物責任法の対象ではない。製造物の欠陥は3種類（以下①～③）に分けられる。①設計上の欠陥である。②製造上の欠陥である。③指示・警告上の欠陥である。また通常予見される使用形態とは、当該製造物について社会通念上普通に想定される合理的な使用形態をいう。逆にいえば、通常とても想定できないような使用、不合理な使用その他社会通念に反するような使用形態を前提として、欠陥を判断すべきでないという意味である（本判例で検討された類型）。通常予見される使用形態が、どの範囲で使用を指すかは、具体的に判断される。

一般的には、製造者が合理的に予見しうる使用範囲の判断と使用者の誤った使用との関係をどのように考えるかという誤使用にかかわる問題が生じる。誤使用は、広義には、製造者が通常の使用と予定する使用以外をすべて一律に誤使用とよぶ場合がある。狭義には製造業者側が想定しうる逸脱的で危険な使用のうち製造業者側で安全確保措置をとるべき場合を除いた使用と、想定外の著しい逸脱的使用をあわせてよぶ場合がある。さらに危険の判断能力や回避能力が未発達または加齢に

ともなって危険に脆弱な者である社会福祉の対象者は、一般に製品の危険使用が生じやすい傾向にあるといえる。この場合、一般の成人の使用と等しく誤使用と呼ぶことが妥当かどうかといった問題が生じると考えられている。

本判例は、誤使用の検討はなされていない。誤使用は、本法に規定された概念ではないからであろう。条文上は規定されていない。将来的に法改正があれば法律の文言に入れるなどの検討をすべきだろう。

また本判例は、社会福祉法人が利用者に支払った治療費等を損害保険会社の保険で賄ったことにより、保険会社がその費用をドア製造業者に請求した求償権請求したものである⁴⁾。今後保険会社はこのような事故について最終的に負担しないということになれば、保険料の増額、さらに利用者の利用料の負担増になることも予想される。

おわりに

本件は、直接保育士等の現場責任を問うた事件ではない。しかし今後は危険性の認識をして、保育にあたらなければならないであろう。だが放課後児童健全育成事業の基準では、現場保育士等に過重な負担が強いられているのではないだろうか。

現実に保育士が一日中の見守りは難しいので、今後、製造販売業者に事故防止装置を設置する義務を負わせるべきであり、それができないのであれば購入者に判断してもらうためにも事故防止装置に関する情報提供をする義務を負わせるべきであろう。そうすれば現場の見守りの負担を相当軽減させることが可能となる。

このように本判例は利用者側に負担をしいる可能性があるため、先例としてこれ以後の

判例が本判例を参考にするのは不適切と考えられる。

注・引用・参考文献

- 1) 例えば子どもの事故で、保育施設での事故は、177件で、そのうち負傷などの事故160件、死亡事故17件とある（平成27年2月3日 厚生労働省 雇用均等・児童家庭局 保育課「保育施設における事故件数集計」）。
- 2) 製造物責任の関する判例は、現在（平成26年8月1日）161件あり、そのうち社会福祉に関連する判例は、本判例のほかに住宅での消費者被害にかかわる3件（以下①～③）である。
 - ① 1歳9か月（当時）の子がいわゆるこんにゃくゼリーを食べた際にこれを喉につまらせ死亡した事故について、両親がこんにゃくゼリーの設計上の欠陥による製造物責任及び不法行為に基づく損害賠償を製造会社等に対して求めた事案について、こんにゃくゼリーは通常有すべき安全性を備えており製造物責任法上の欠陥はないとして、請求を棄却した。（神戸地裁平成22年11月17日判例タイムズ1340号206頁）本件解説では、こんにゃくゼリーに限らず、食事の際には、保護者等が食べやすい大きさにするのが普通であって、幼児がこんにゃくゼリーを普通1人で食べることは通常予想される使用形態でないとしている。また国民生活センターの注意喚起は、子どもに直接向けたものでなく、保護者を対象とある。
 - ② A社製造のカプセル入り玩具のカプセルが、当時2歳10か月であった原告Bの口腔内に入りその喉を詰まらせ窒息状態となり、低酸素脳症による後遺障害が

残ったことから、同人及びその両親である原告らが、A社に対し、上記カプセルには設計上及び表示上の欠陥があったとして、損害賠償を求めた事案で、本件カプセルは、三歳未満の幼児が玩具として使用することが通常予見される使用形態であるにもかかわらず、三歳未満の幼児の口腔内に入る危険、さらに窒息を引き起こす危険を有しており、設計上通常有すべき安全性を欠いていたというべきであるとし、請求を一部認容した（鹿児島地裁平成20年5月20日判例時報2015号116頁）。解説では、危険回避の難易が設計上の欠陥の有無にかかわる判断の一要素であるとしている。現実には、玩具そのものについて、その形状や材質において、飲み込みの際に気道を確保し取り出しが容易なものとなるように様々な工夫がされていることから、玩具を包装する容器にも工夫がなされるべきとしている。

- ③ 亡Cの相続人である原告らが、被告Aが製造したギャッジベッド（在宅ケアベッドの一種で、背上げと膝上げ角度を調整することができるベッド）を使用していたCが死亡したことに関し、同ベッドに設計上及び指示・警告上の欠陥があり、これによりCが呼吸不全により死亡したとして、被告らに対し、製造物責任法、不法行為及び債務不履行に基づき、損害賠償を求めた事案で、本件ベッドが、従来型ベッドと同様に、利用者の腹部及び胸部を圧迫する構造となっていて、設計上、通常有すべき安全性を欠くものとは認められないなどとして、請求を棄却した（京都地裁平成19年2月13日賃金と社会保障1452号59頁）。解説では、欠陥があるというためには、単なる圧迫

の有無だけでなく、同種のギャッジベッドと比較して看過しがたい程度に圧迫が生じることの主張立証まで必要としている。また今後高齢者対応製品自体の欠陥の有無が問題となるだけでなく、高齢者対応が行われていない製品についても欠陥の有無が問題になる可能性があるとしている。

- 3) 横井一之、吉弘淳一編：子どもと保護者への効果的な声かけ・応答 金芳堂、2008年
- 4) 求償権とは、占有者・所有者が、損害の原因につきその責めに任ずべき者(例えば、工作物を建設した請負人)に対して、求償することができることである(民法717条3項)。ただし、この場合の被求償者の不法行為責任は通常の過失責任である(田山輝明：不法行為法、補訂版、青林書院、1996年、p.208)。

山本庸幸：注釈 製造物責任法、ぎょうせい、平成6年

山縣文治編：よくわかる子ども家庭福祉、第9版、ミネルヴァ書房、2014年

参考文献

- 池本美香：こどもの放課後を考える、勁草書房、2009年
- 小林秀之：新版 PL 訴訟、弘文堂、平成2年、長谷川俊明：PL 法逐条マニュアル、東京布井出版、1995年
- 羽成守、青木荘太郎編：製造物責任 判例ハンドブック、青林書院、2014年
- 竹内昭夫：我が国の製造物責任法 ―現状と立法論―、有斐閣、1990年
- 棚村政行：こどもと法、日本加除出版株式会社、平成24年
- 土庫澄子：逐条講義 製造物責任法 ―基本的考え方と裁判例、勁草書房、2014年
- 山田卓生編集代表：新・現代損害賠償法講座 3 製造物責任 専門家責任、日本評論社、2001年